

(令和4年度第2次補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 柳川市 (都道府県: 福岡県)
本事業の担当部局名 総務部 企画課

事業メニュー	結婚新生活支援事業			
区分	結婚新生活支援			
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型コース)			
個別事業名	柳川市新婚世帯マイホーム取得支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続	
実施期間	交付決定日 ~	令和6年3月31日	事業開始年度	令和3 年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	1,500,000 円			
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(地域における実情と課題及び本個別事業の位置付け)</p> <p><地域における実情と課題> 近年の未婚化・晩婚化により、平成27年の国勢調査によると、本市の25～39歳の未婚率は男性51.7%、女性40.3%となっており、未婚率の上昇が少子化の大きな要因となっている。少子化は人口減少に直結しており、大きな課題の一つである。</p> <p>未婚化・晩婚化の一方で、若い男女の「結婚して子どもを持ちたい」という希望は強く、安心して働き、希望通り結婚・出産・子育てができる社会経済環境を実現する必要がある。</p> <p><本個別事業の位置付け> 本市では、第2次柳川市総合計画において「若い世代の希望を叶え、柳川の子育て、暮らしに幸せを感じるひとづくり」を政策目標として掲げ少子化対策を行っており、施策目標として、 ①遊んで学べる子育て応援 ②結婚・出産応援 ③手ごろな住まい応援 ④就業や女性の再就職支援 を掲げている。 本事業は、②結婚・出産応援、③手ごろな住まい応援に位置づけられる。</p> <p>(本個別事業における現状と課題)</p> <p>(課題への対応)</p>			
個別事業の内容 ※(注)3	1. 概要			
	【補助対象要件】			
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	【補助上限額】			
29歳以下の場合	<input type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input checked="" type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	各費用に係る合計が30万円
39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
【対象費目】				
<input type="checkbox"/>	家賃	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅購入費用	<input type="checkbox"/> リフォーム費用
<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/> 引越費用
【その他独自要件】				
<p>(1) 補助対象は、住宅取得のみとする。(住宅賃借費用及び引越費用は補助対象外)</p> <p>(2) 婚姻日から1年以内に住宅取得していること。</p> <p>(3) 当該住宅の所有権割合で5割以上を有していること。</p> <p>(4) 新婚世帯及びその世帯を構成する者いずれもが、本市での市税を滞納していないこと。</p> <p>(5) 新婚世帯が本市に定住する意思を持ち、当該住宅を自己の生活の本拠として居住し、当該居住地を住所と定め、本市の住民基本台帳に登録されていること。</p> <p>(6) 新婚世帯及びその世帯の構成員に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有する者が含まれていないこと。</p> <p>(7) 柳川市U-45マイホーム取得支援事業奨励金交付要綱(令和2年柳川市告示第34号)に基づく奨励金の交付決定を受けていないこと。</p> <p>(8) 要件緩和分(本交付金の対象外)については、一般財源で負担する。</p>				

2. 申請見込				
①新規世帯見込		4	世帯	
上記のうち		ともに29歳以下	2	世帯
【積算根拠】		(新規4世帯+継続1世帯)×30万円×2/3=100千円 新規世帯見込(4世帯)は、令和3年度の支給実績および令和4年度の支給見込から引用。		
		【令和4年度申請状況】 令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 申請 見込 世帯数 5 世帯		
②継続補助見込		継続補助実施の有無	有	
見込世帯数		1		世帯
対象経費支出予定額		300,000		円
3. 広報の実施予定				
<ul style="list-style-type: none"> ・市HPに掲載 ・市広報(1月)に掲載 ・チラシを各庁舎窓口や市内不動産業者に配架 				

	KPI項目	単位	目標値	現状値
少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	出生数	人	422 (令和6年)	345 (令和3年)
参考指標 ※(注)5	項目	単位	直近の実績	
	合計特殊出生率	人	1.28 (令和3年)	
	婚姻件数	件	211 (令和2年)	
	婚姻率	%	3.30 (令和2年)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値
	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	70	60
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	100	100
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	80	33.3
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡県が運営するメールマガジン(登録者:約10,000人)や県HPで広報を行う。 ・福岡県が設置する福岡県結婚新生活支援事業拡大方策協議会において、本事業の効果や課題・検証等を行い、次年度以降の事業に反映させていく。また、都道府県主導型市町村連携コースの実施要件として、県が本交付金を活用して取り組む2事業については、実施計画に基づいた連携・協力を行う。 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・市内不動産業者にチラシ配架等に協力いただくことで、幅広く対象世帯に情報を提供する。 			
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8				

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、②③は記載不要。

①これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情・課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け

②本個別事業が継続事業である場合はこれまでの事業実施状況及びその中で見つかった課題(新規事業である場合は不要)

③本個別事業が新規事業である場合は地域における実情と課題への対応、継続事業である場合は本個別事業における現状と課題への対応

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和5年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中で本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。